

「行政機関による法令適用事前確認手続（いわゆる、日本版ノーアクションレター制度）」に関する意見募集票

※ 別紙1及び別紙2をご参照いただき、以下の質問にお答え下さい。また、選択式の設問については、該当する選択肢を□で囲んでください。自由記載式の設問については、適宜、御記載ください。

1 法令適用事前確認手続の周知状況について

(1) 「行政機関による法令適用事前確認手続（いわゆる、日本版ノーアクションレター制度）」（以下、「法令適用事前確認手続」という。）をご存知ですか。

- ① はい
- ② いいえ

(2) 「(1)」で「① はい」とお答えになられた方にお聞きします。

法令適用事前確認手続をどこでお知りになりましたか。下記の選択肢からお選びください（複数回答可）。

① ホームページ

- i 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ii 総務省行政管理局のホームページ
- iii 各府省のホームページ

府省名：

[]

- iv 業界団体のホームページ
- v その他のホームページ

ホームページ名：

[]

② 各府省・業界団体からの通知・広報等

- i 各府省からの通知・広報等
- ii 業界団体からの通知・広報等

③ 新聞報道

④ 書籍又は雑誌

⑤ その他（具体的にお書きください。）

メンバーの多くは日本政府によって規制されている業界において活動しております。各メンバーが法令適用事前確認手続きにつき知っているか、また、どのような方法で知ったのかを調査することは特に行っておりませんが、メンバーの多くが、何らかの方法で同手続きにつき承知していると思われま

(3) 「(1)」で「② いいえ」とお答えになられた方にお聞きします。

今後、どのような媒体を用いて周知すべきとお考えですか。下記の選択肢からお選びください（複数回答可）。

① ホームページ

- i 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ii 総務省行政管理局のホームページ
- iii 各府省のホームページ

府省名：

[]

iv 業界団体のホームページ

v その他のホームページ

ホームページ名：

[]

② 各府省・業界団体からの通知・広報等

- i 各府省からの通知・広報等
- ii 業界団体からの通知・広報等

③ 新聞報道

④ 書籍又は雑誌

⑤ その他（具体的にお書きください。）

[]

⑨ 法令適用事前確認手続の対象となる法令（条項）が、民間企業等の事業活動に係るものであって、次のいずれかに該当するものとされているため

i) 申請に対する処分（許可、不許可など）の条件を定める法令（条項）であって、なおかつ、当該法令（条項）に違反する行為が罰則の対象となる場合

ii) 不利益処分の根拠を定める法令（条項）である場合

※ 具体的な照会の例

i) その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか等

ii) その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか

⑩ その他

各メンバーがどの府省において法令適用事前確認手続を利用したか、また、なぜ法令適用事前確認手続を利用しなかったのかについては特に調査を行っておりません。

(4) 「(3)」で「⑥ 照会者名並びに照会及び回答内容について、原則として、公表されるため」とお答えになられた方にお聞きします。

(照会・回答内容の延期について)

ア 法令適用事前確認手続に関して各府省が定めた細則において、照会者並びに照会及び回答内容の公表について、合理的な理由がある場合等には例外的に公表時期を延期することが認められていますが、このことを知っていますか。

① はい

② いいえ

イ 「ア」で「② いいえ」とお答えになられた方にお聞きします。照会者並びに照会及び回答内容の公表について、公表時期の延期が認められた場合、法令適用事前確認手続を利用する回数はどうなるとお考えですか。

① 増えると思う。

② 変わらない。

③ 減ると思う。

(照会・回答内容等の非公表について)

ウ 以下の選択肢のうち、非公表とすべきとお考えの事項はありますか
(複数回答可)。

- ① 照会者名
- ② 照会内容
- ③ 回答内容

エ 「ウ」で回答された事項について、非公表とすべきと考える理由をお書き下さい。

()

3 法令適用事前確認手続に関する意見・要望

(1) 法令適用事前確認手続の対象範囲について

法令適用事前確認手続の対象となる法令（条項）は、民間企業等の事業活動に係るものであって、次のいずれかに該当するものとされていますが、これ以外に積極的に法令適用事前確認手続の対象とすべきとお考えになるものがありますか。ある場合、その事項・内容及び理由を記載して下さい。

i) 申請に対する処分（許可、不許可など）の条件を定める法令（条項）であって、なおかつ、当該法令（条項）に違反する行為が罰則の対象となる場合

ii) 不利益処分の根拠を定める法令（条項）である場合

※ 具体的な照会の例

- i その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか等
- ii その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか

積極的に対象とすべきとお考えになる事項・内容：

法令適用事前確認手続は、問題となっている法令の条項が処分の根拠に関連するような場合、ライセンスあるいは承認の要否に係る条項である場合、あるいは、ある活動あるいは事業が許されるかどうかの判断に何らかの形で関連がある場合には、利用できるようにすべきであると思料いたします。

積極的に対象とすべきとお考えになる理由：

仮に罰則の定めが存在しない場合であっても、曖昧な条項に関する所管官庁の立場を確認できない場合、法令順守を意識する社会的責任のある会社としては、どうしても消極的な行動をとらざるを得ません。

具体的な条項が罰則の対象となっていない場合であっても、ある事業を推進する選択を行った企業は、規制当局による将来的な行政指導や行政処分を受ける潜在的な可能性を残すことになるからです。

規制の内容が不明確であると、企業の社会的評価は常に危機に曝されることになりかねません。したがって、上記のとおり考える次第です。

(2) その他、法令適用事前確認手続に関する意見・要望

その他、法令適用事前確認手続に関する御要望・御意見等がございましたら、ご自由にお書き下さい。また、特定の分野についての御要望・御意見等の場合は、その分野名もお書き下さい。

- 1 法令適用事前確認手続は個別具体的な申請に関する手続ですが、この手続を通じて所管官庁の法及び規制の適用に関する透明性及び予測可能性を真に高めようとするのであれば、より多くの事例が開示・蓄積されることが極めて重要であると思われます。この点で、2005年における法令適用事前確認手続の利用がわずか8件であったことには、この手続が規制対象企業に広く認知されていない、規制対象企業による手続の有用性や制度の完成度に対する信頼が十分でない、所管官庁がこの制度を有効に活用していない、または、その使用を奨励していない、といった要因の一つあるいは複数に関連している可能性があります。

より頻繁に企業がこの手続を利用するためには、所管官庁に照会を行った際、この手続について知らされる必要があります。また、この手続を企業にとってより利用しやすくするためには、各所管官庁が、細則の中において、照会に対する回答をできる限り迅速に行うということを明示すべきであると考えます。いずれにしても、閣議決定に示された回答期間である照会の日から30日（あるいは所管官庁の求めに応じて照会者が追加書類を提出した日から30日）以内には回答が行われる必要があると思われます。さらに、上記(1)において記載したとおり、照会の対象についても拡大されるべきであると思料いたします。これを実現するためには、法令適用事前確認手続に関与する人員の増員が必要ではないでしょうか。

- 2 法令適用事前確認手続の照会申立ては、現行のあるいは計画段階の事業に関するものだけでなく、過去のものあっても、それが照会対象の法令との関連で何らかの懸念がある場合、特にそれが今後生じる同種の事業の基礎となりうる場合は、照会の対象とされるべきであると考えます。企業の多面的な活動に影響を与え得る法改正あるいは新法・規則の制定が行われている点に鑑みると、過去のあるいは進行中の企業活動が新法に違反する可能性もあり、したがって、ある企業活動が新法に照らして許容されるかどうかに関する所管官庁の回答が必要である場合もあるように思われます。

3 加えて、法令手続事前確認手続の利用拡大にあたり、所管官庁による判断の根拠ができる限り具体的に示されることがこの手続においてきわめて重要であると思われます。なぜなら、これにより、他の企業が公表された情報を参照して、ある活動が適用を受ける法又は規則に従っているかどうかの指針とすることができるからです。これは、企業における法令順守に対する姿勢や望ましい企業文化を育むのに役立つと思料いたします。他方、照会した事項が法令に適合している旨の回答を受けたとしても、所管官庁によりその判断の根拠が示されなかったり、その回答において法令解釈の指針が示されず、単に照会者の示す理由をそのまま認めるようなものである場合は、関連する条項の解釈に関して明快な指針を示すことにはなりません。もし、照会あるいは回答の記載が限定されたり、不完全であったり、あるいは過度に省略されていたりすると、例えば照会及びその回答が公表されたとしても、規制の透明性を促進するという法令適用事前確認手続の所期の目的を全うし得ない可能性があります。

4 最後に、所管官庁あるいは政府のリーダーシップにより、この手続のフォローアップとこの手続を奨励する政府内の雰囲気醸成もまた重要であるということ述べさせていただきます。パブリック・コメントをさせていただく機会をいただくことは歓迎すべきことですが、単に法令適用事前手続の利用回数や照会のあった分野などの事実を調査し、公表するのみでは、この制度の所期の目的を推進させることはできないと思われます。

私どもは、この手続がそのあるべき姿に照らして利用頻度が少なく、また効果的に運用されていない理由について、日本政府が注意深く検討すべきであると考えております。そして、政府には、各官庁に対してこの手続の利用を奨励し、また、特に主要な官庁においては、今後数年の間にこの手続による照会数及び回答数を著しく増加させることができるよう、積極的に指導をしていただきたいと思います。

5 私どもは、法令適用事前確認手続が以下のような特性を有することが重要であると考えております。

① 法令適用事前確認手続は、規制あるいは法令解釈に影響を及ぼしうる全ての行政機関（これに類する機関を含みます。以下同様です。）において容易に利用できるものとするのが相当であると考えます。

② 法令適用事前手続の申請窓口は、各行政機関において一本化するべきであると考えます。

③ 照会者が一旦照会申請をした場合は、その後この申請が取下げ等により断念された場合でも、行政機関は問題となった法律又は規則の解釈について公表すべきであると考えます。これにより、他の企業が、関係する規制上の論点に対する理解を深めることができると思われま

6 このように考える理由は以下のとおりです。

(1) 上記 5①について

他国の例においては、ノーアクションレターの多くが金融サービスや税務に関するものではありませんが、他の産業分野においてもノーアクションレターを取得することは可能です。日本においては、多くの行政機関が事業を規制しており、規制は様々な分野の事業に及んでおります。日本における照会申請も金融サービスや税務の領域に集中する可能性が高いと予想されますが、他の産業における事業においてもこの手続が有効に活用されるケースは多いのではないのでしょうか。私どもが、この手続が広く全ての行政機関において利用できるようにすべきであると考えるのは、かかる理由によるものです。

(2) 上記 5②について

現在、法令適用事前確認手続の照会を受け付けている官庁は、それぞれの担当に応じて、複数の部及び課で受付けを行っています。仮に、受付窓口が一本化されれば、この問題は解消されます。それでもなお、所管官庁が総じてある法令適用事前確認手続の申請に対する受付けに難色を示すようであれば、かかる官庁の行為は公にされるべきであると考えます。かかる行為を行った官庁は、対象となった申請事項あるいは事業について所管していないと看做されてもやむを得ないのではないのでしょうか。

(3) 上記 5③について

法令適用事前確認手続の申請手続は、単に対象企業が行政による指導を得るための一手段として使用されるべきではないと思料します。ある企業が法令適用事前確認手続の申請書を提出したとしても、仮に、その後、所管官庁の回答が否定的であるなどといった理由でその企業が申請を断念し、所管官庁が回答しないことになると、この制度はその目的を達することができなくなってしまいます。所管官庁による回答は、それが申請者にとって否定的なものであれ、期待に沿わないものであれ、規制の解釈を構成します。この解釈は、透明性の確保という観点から公表されるべきであり、それにより、他の企業が法令に従って事業に関する決定を行い、実行をするための指針となり得ると考えます。企業による法令順守の意識の高揚は、結果として、規制をすること自体の目的に沿うことになると確信いたします。

以 上

